愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修
＜相談窓口職員向け研修＞

1. ねらい

障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されましたが、未だ深刻な障害者虐待事案が多数発生しています。この状況を改善するには、障害者虐待防止に関わる一人ひとりの意識改革に向けた取組が必要ですが、相談・通報を受け付ける相談窓口職員の役割は特に重要です。

障害者虐待ではないかと感じた時に窓口職員は具体的に何をするべきか、どのように対応するとよいか等について、市町村職員及び障害者虐待防止センター職員等を対象として、基礎的知識及び具体的な対応方法（初動対応）等の修得を目的とした伝達研修を実施します。

2. 実施主体　愛知県

3. 受講対象者

①54市町村及び愛知県担当職員
②障害者虐待防止センター（委託事業所）の職員
③基幹相談支援センターの相談支援専門員
④相談支援事業所の相談支援専門員

4. 受講料　無料

5. 研修日程・会場・定員

日程	会場	定員
2026年 12 月 17 日（木） 午前 10 時 00 分から午後 3 時 50 分まで	愛知県自治センター 12階 E会議室 （名古屋市中区三の丸 2-3-2）	65名

※ 当日の受付は、研修開始時間30分前から

6. 研修プログラム（予定）（研修時間・内容については変更となる場合があります）

時間	所要時間	研修科目	講師等
10:00～10:05	5分	事務連絡等	愛知県障害福祉課
10:05～11:45	100分	養護者による障害者虐待の対応について 【演習】	一宮市 福祉総合相談室
11:45～12:45	60分	休憩	―
12:45～15:45	180分	施設従事者による障害者虐待の通報受理から 虐待の判断にかけての演習　【演習】 ※途中休憩あり	愛知県障害福祉課 愛知県弁護士会
15:45～15:50	5分	事務連絡等	愛知県障害福祉課

○ ○ ○ ○ ○ 申込方法等は、裏面をご覧ください ○ ○ ○ ○ ○

7. 受講の可否について

2026年11月20日（金）正午より、先着順で受付を開始します。

【申込期限は、2026年12 月4日（金）午後5時まで】

申込者に対しては、2026年12 月上旬を目途に受講の可否等をお知らせいたします。

※　特定の地域や事業所の参加者に偏った場合などは、調整させていただく場合があります。

※　申込後、都合により辞退される場合は、演習に影響が生じますので必ずご連絡ください。

8. 申込み方法について

「あいち電子申請・届出システム」にて受付します。
次のQRコードまたはURLよりアクセスいただき、
申込みをお願いします。申込み期間外、または定員
に達した場合は申込みいただけない場合があります。

https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/soudan2026

9. 問い合わせ先

愛知県福祉局障害福祉課　業務・調整グループ（北村）

TEL：052-954-6294（ダイヤルイン）　E-Mail：shogai@pref.aichi.lg.jp

重要

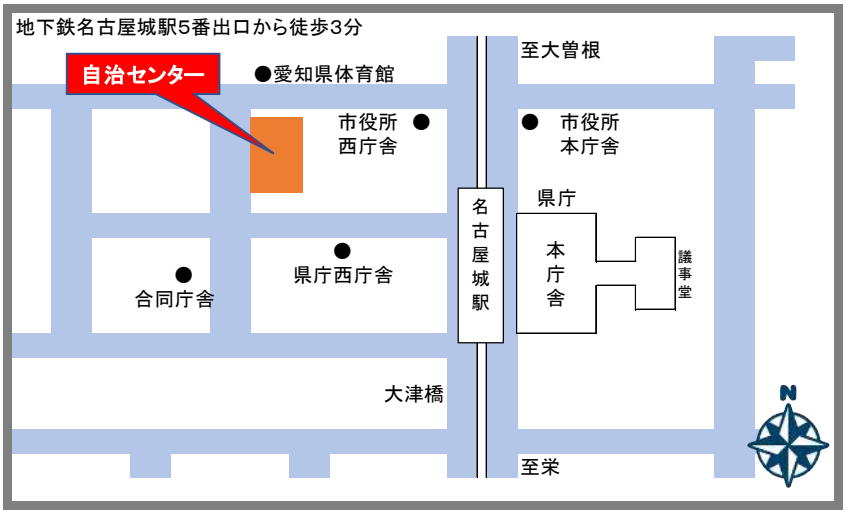
本研修は、以下の厚生労働省ウェブサイトで公開されている令和8年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の「共通講義（160 分程度）」及び「自治体コース講義（330 分程度）」の動画をすべて視聴されたことを前提に開催します。必ず、事前の視聴をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00023.html

＜愛知県自治センター案内図＞

会　場：愛知県自治センター　12階　E会議室

（〒460-0001　名古屋市中区三の丸二丁目3番2号）



※ 駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しください。

交通手段：地下鉄名城線　　「名古屋城」駅５番出口から徒歩 ３分

地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」 駅１番出口から徒歩 15 分